

ミノルタの「倫理綱領」

「ミノルタ倫理綱領」制定の経緯

当社は、従来から企業として不祥事を発生させない仕組みづくりや企業の社会的責任を果たすための取り組みを行なってきたが、経団連の企業行動憲章改定を機に、既存の企業使命・経営姿勢をあらわす「経営理念」と求められる社員像を示す「行動指針」に加え、役員も含めた全社員の倫理上の行動規範として、昨年5月に「ミノルタ倫理綱領」を制定した。

「ミノルタ倫理綱領」の構成

ミノルタ倫理綱領は、トップの社内外に向けた確固たる意思表示として、前文に企業の社会的立場の認識を説き、以下5項目にわたって企業の社会的役割・責任の自覚、行政・反社会的勢力などに対する基本姿勢、企業活動の基本姿勢、企業経営の透明性、各種法令の遵守、地球環境問題への対応、進出地域への溶け込み・協調、社会貢献などを定める条項で構成されている。

「倫理委員会」の設置

ミノルタ倫理綱領を社内に周知徹底させるために、企業倫理に関する最高責任者である社長の補佐機関として、昨年、人事総務本部

長を委員長、関連部門長を委員とする「倫理委員会」を発足させた。

当委員会は、本倫理綱領の社員に対する啓発活動や社内の推進状況の掌握・報告、社長・常務会・役員会への状況報告や意見具中を行なう機能を持っている。

これまでの活動実績

倫理委員会は、社員への啓発冊子の配付や電子掲示板への掲載などの啓発活動を行ってきた。また、英語版の倫理綱領を作成するなどして、海外関係会社の現地社員に対しても周知徹底を図っている。

なお倫理綱領に基づく実践活動は、社内の各部署で責任を持って行なわれているが、その例として法務担当部署において、独占禁止法遵守マニュアルを整備して社内教育を徹底して行なっているし、また総務担当部署においては、危機管理情報をデータベース化し社内端末での関係者全員の閲覧検索が可能なシステムを構築することにより、危機管理体制の強化を行なってきた。

今後の課題

今後は、社内各部署の責任者に倫理綱領関連項目のセルフチェックを行なわせる体制を整備するなど、本倫理綱領をより実効あるものとするための活動を展開していく予定である。